

帝京平成大学ガバナンス・コード 2024 年度 点検・評価一覧 2025 年 6 月 1 日

第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

ガバナンス・コード	取組み状況	対応方針
中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画である「帝京平成大学 中長期計画」の検討・策定をします。 ② 「帝京平成大学 中長期計画」の進捗状況については、帝京平成大学自己点検・評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤ 経営陣と教職員が「帝京平成大学 中長期計画」を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人・大学全体の取組みを徹底します。 ⑥ 「帝京平成大学 中長期計画」には以下の内容を盛り込みます。 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT 化策 ケ 計画実現のための PDCA 体制	実施している	

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。	実施している	

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
理事会の役割 ① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。 ② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。 ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学である本学の運営責任者(学長、副学長及び学部長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に本学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 ④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 ⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 ⑥ 役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 ⑦ 役員(理事・監事)が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。 ⑧ 役員(理事・監事)の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。 ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	実施している	

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
理事の責務の明確化 ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理し、または理事長の職務を行います。 ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は議決権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	実施している	
学内理事の役割 ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	実施している	
外部理事の役割 ① 複数名の外部理事(私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事)を選任します。 ② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	実施している	
理事への研修機会の提供 理事に対し、研修機会の提供に努めます。	実施している	

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
監事の責務について ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	実施している	
監事の選任 ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。 ② 監事は2名置くこととします。 ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	実施している	
監事監査基準 ① 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 ② 監事は、監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成のうえ、理事会及び評議員会に報告するとともに、これを公表します。	実施している	
監事業務を支援するための体制整備 ① 監事、公認会計士(及び内部監査者の三者)による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ② 監事に対し、研修機会を提供します。 ③ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。 ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	実施している	

ガバナンス・コード	取組み状況	対応方針
諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。 ① 予算、事業計画に関する事項 ② 中期的な計画の策定 ③ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員報酬に関する基準の策定 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第 3 号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨ その他、本法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	実施している	
評議員会の議事運営方法 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	実施している	
評議員会の役割 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	実施している	
監事の選任における評議員会の役割 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	実施している	

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
評議員の選任 ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 本法人に功労あった者のうちから、理事会において選任した者 イ 本法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ウ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから、理事会において選任した者 エ 評議員のうちから互選された理事以外の理事 オ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	実施している	
評議員への研修機会の提供 ① 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 ② 本法人は、評議員に対し、研修機会の提供に努めます。	実施している	

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
学長の責務 ① 学長は、帝京平成大学学則第1条に掲げる「帝京平成大学は建学の精神に則り、広く知識を授け人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成する」、帝京平成大学大学院学則第1条に掲げる「帝京平成大学大学院は建学の精神に則り、環境情報学、健康科学、薬学及び看護学に関する学理及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、広く国際的視野に立って社会の発展に貢献できる有為な人材を養成し、以って文化・医療の進展に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。 ③ 所属教職員が、「学校法人 帝京平成大学方針」、「帝京平成大学 中長期計画」、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	実施している	
学長補佐体制 大学に副学長を置くことができるようにしており、帝京平成大学副学長選任規程において「副学長の職務は学校教育法第92条第4項に定める職務、即ち学長の職務を助けるものとする」としています。その職務については学校法人帝京平成大学教員組織規程に定めています。	実施している	
教授会の役割 ① 本学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしています。 ア 学生の入学、卒業及び課程の修了 イ 学位の授与 ウ その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの なお、上記ウにあたる事項は次のとおりです。 ア) 教育課程の編成に関すること イ) 教員の教育研究業績等の審査の規程に関すること ② 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができます。	実施している	

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
学生に対して 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針(ポリシー) ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	実施している	
教職協働 実効性ある「帝京平成大学 中長期計画」の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	実施している	
ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・基本理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進します。 ① ボード・ディベロップメント：BD ア 役員に対する研修や情報提供の機会を設けるように努めます。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 ② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織であるファカルティ・ディベロップメント委員会を整備し、年次計画に基づき取り組みを推進します。 ③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取り組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取り組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	実施している	

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価 平成 16(2004)年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに、専門職学位課程を置く大学は当該課程について 5 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ② 自己点検・評価の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施します。 ③ 学内外への情報公開 自己点検に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	実施している	
社会貢献・地域連携 ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。 ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	実施している	
危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等) ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・教職員等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策 ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	実施している	

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう体制を整備します。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	実施している	

第5章 透明性の確保（情報公開）

ガバナンス・コード	取組み状況	対応方針
法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則(第172条第2項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 - ア 大学・大学院の教育研究上の目的 - イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) - ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) - エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) - オ 教育研究上の基本組織 - カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 - キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数 その他進学及び就職等の状況 - ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 - ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準(アセスメント・ポリシー) - コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 - サ 授業料、入学料等の本学が徴収する費用 - シ 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 - ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 - ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 - イ 寄附行為 - ウ 監事の監査報告書 - エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く) - オ 役員報酬に関する基準 - カ 事業報告書	実施している	

ガバナンス・コード	取り組み状況	対応方針
自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により公開します。	実施している	
情報公開の工夫等 ① 上記「法令上の情報公表」の②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにし公開します。 ③ 公開方法として、Web 公開、大学ガイドブック、広報誌等の媒体を活用します。 ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	実施している	